

報道各位

新潟市 都市政策部 都市計画課

災害時における調査の相互協力に関する協定を締結しました

新潟市、公益社団法人地盤工学会北陸支部は、この度の能登半島地震による災害を受け、地盤災害発生時に高度な専門性が必要な場合の調査及び地域の防災力向上に関する相互協力を行うため、令和6年2月15日（木）に災害時応援協定を結びました。

つきましては、広報にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【協定名】

災害時における調査の相互協力に関する協定

【協定内容】

- (1) 災害調査等の実施要請に対する協力に関すること
- (2) 調査に基づく対策等の検討における学術的知見の提供に関すること
- (3) 安心に繋がる市民への情報や知見の提供に向けた双方協力に関すること

【備考】

公益社団法人地盤工学会北陸支部の概要は裏面をご参照ください。

(地盤工学会お問い合わせ先)

公益社団法人地盤工学会北陸支部 担当：西本

電話：025-281-2125

F A X：025-281-2125

メール：jgskoshi@piano.ocn.ne.jp

【お問い合わせ】

新潟市都市政策部都市計画課 担当：清水、中山

電話：025-226-2672（直通） F A X：025-229-5150

メール：tokei@city.niigata.lg.jp

公益社団法人 地盤工学会

(Japanese Geotechnical Society、略称：JGS)

○発会 1949年（昭和24年）

○活動目的 地盤に関する学術技術の進歩、技術者の資質の向上、社会への貢献

○活動体制 北海道、東北、北陸、関東、中部、関西、中国、四国、九州の9支部

○会員構成（約7500名）

コンサルタント 43%	建設業 22%	学校 11%	官公庁 9%	その他 15%
----------------	------------	-----------	-----------	------------

○北陸支部の主要役員

支部長	信太啓貴	国土交通省北陸地方整備局（企画部長）
副支部長	小林俊一	金沢大学理工研究域 地球社会基盤学類
副支部長	原 隆史	富山大学大学院工学研究部
副支部長	佐藤 豊	（株）キタック
副支部長	大塚 悟	長岡技術科学大学大学院 技術研究院環境社会基盤系
幹事長	西村雄喬	国土交通省北陸地方整備局（企画課長）
副幹事長	田中誠司	（株）ホクコク地水
副幹事長	杉山茂久	三和ボーリング（株）
副幹事長	金澤伸一	新潟大学工学部工学科社会基盤工学プログラム
事務局長	西本俊晴	北陸建設技術士事務所

○北陸支部の災害時応援協定締結状況

新潟県 令和3年1月8日

国土交通省北陸地方整備局 令和3年2月15日

○北陸支部 令和6年能登半島地震被害調査団の立ち上げ（発災直後より）

【調査団名簿】（2024.01.11現在）

団長：小林俊一（金沢大学）

副団長：古谷 元（富山県立大学）

副団長：大塚 悟（長岡技術科学大学）

幹事長：新保泰輝（石川工業高等専門学校）

主査

地盤震動：後藤浩之（京都大学） 液状化・側方流動：豊田浩史（長岡技術科学大学）

災害レジリエンス・斜面災害：酒井直樹（防災科学技術研究所）

盛土・擁壁・補強土：宮田喜壽（防衛大学校）

津波・地盤の相互作用：渡邊健治（東京大学）

港湾：渡部要一（北海道大学） 宅地：橋本隆雄（国土館大学）

基礎構造物：西岡英俊（中央大学） アドバイザー：安田 進（東京電機大学）

災害時における調査の相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟市と公益社団法人地盤工学会北陸支部が、地盤災害発生時に高度な専門性が必要な場合の調査及び地域の防災力向上に関する相互協力の方法を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 新潟市(以下「甲」という。)は、地盤災害が発生し必要と認めるときは、公益社団法人地盤工学会北陸支部(以下「乙」という。)に調査等の実施を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に定める要請があったときは、学術的領域の専門調査が必要かどうかを検討し、調査の実施の可否を回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに被災状況を調査し、甲へ報告するものとする。

3 乙は、地盤災害が発生し、自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況調査に関する協力を要請することができるものとする。

4 甲は、前項に定める要請があったときは、支部の実施する調査に可能な限り協力するものとする。

5 乙は、調査に基づく対策等の検討に際して、甲が学術的知見を求めたときは、可能な限り協力するものとする。

6 甲と乙は、双方協力し、安心に繋がる市民への情報や知見の提供に努めるものとする。

(連絡体制)

第3条 甲と乙は、毎年4月1日までに、第2条に定める調査等に関する連絡担当者を決定し、速やかに必要な情報を相互に報告し、この者を窓口として要請等のやりとりを行うものとする。翌年3月31日までの間において、連絡担当者等の変更が生じた場合も同様とする。

(調査要請の手続き)

第4条 甲は、乙に第2条第1項に定める調査の要請を行うにあたっては、あらかじめ次の事項を文章により通知する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合には、事後において速やかに文章を送付するものとする。

- (1)調査の場所
- (2)被害の状況
- (3)調査の内容
- (4)その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 第2条第1項に基づき乙が実施する調査等において、調査費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

2 第2条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は乙の負担とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のどちらからも申出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年2月15日

甲 新潟市中央区学校町通一番町602番地1
新潟市長 中原八一

乙 新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ7F
公益社団法人地盤工学会北陸支部
支部長 信太啓貴